

今後の総合計画の構造と基本構想の位置づけ

- 総合計画の構造や基本構想の位置づけについては、今後策定を予定している自治基本条例との関係にも留意しながら、複数の選択肢が挙げられる。

① 三層構造（基本構想・基本計画・実施計画）

【案1 構想・計画連動型】

（現行の基本構想・計画と同じ構造だが、基本構想と基本計画の位置づけや構成を再整理した案）

- 基本構想を、5年～10年前後の計画期間を定めた計画として位置づける（10年程度で実現を目指す将来像を構想）。
- 基本計画では、基本構想で描いた将来像を具体化するための施策や重点事業を位置づける。
- 基本計画以下は、特に市長の政策が直接反映される部分と位置づけられるが、基本構想と同じ期間の基本計画（前期・後期に分割する場合を含む）とすることで、基本構想との連動性が高くなる。
- 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

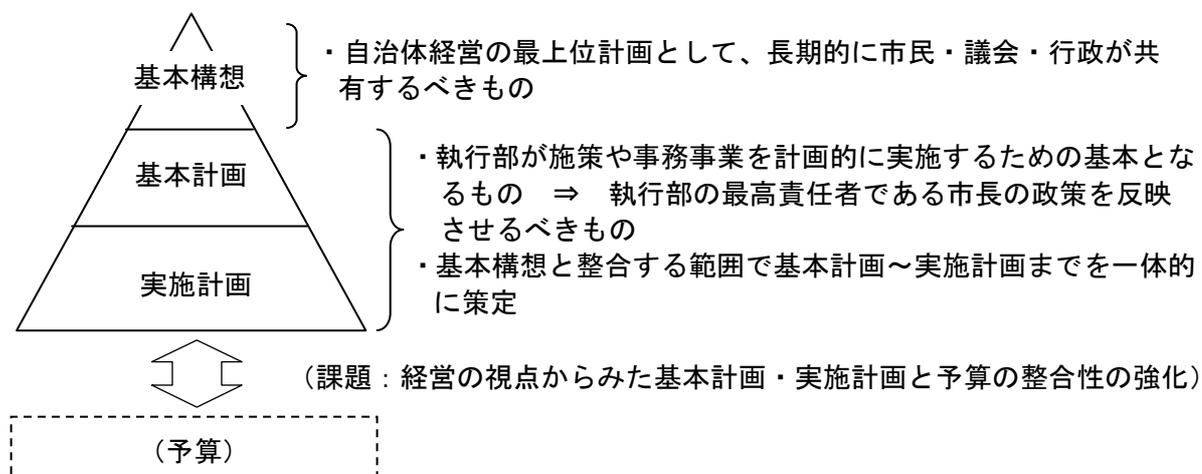


表 「構想・計画連動型」のメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想と基本計画・実施計画を一体的に策定することから、構想から計画までの内容の整合性・連動性が高い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・整合性・連動性の高い基本構想と基本計画の内容が重複しやすいことから、各々の位置づけや実体的な役割が不明確になりやすい。 ・基本構想と基本計画の連動性が高いことから、市長の交代により長期計画である基本構想が期間途中で改定される可能性が高い。 ・基本計画については、市長任期との整合性がとれないと、市長の方針やその時々の方針を随時反映することが難しい。

第3回_自治体経営改革戦略会議（H24. 8. 28 開催）

【案2 構想超長期化による構想・計画非連動型】

- 基本構想を総合計画の一部に位置づけるが、計画期間を20～30年としたり、計画期間を定めない超長期計画として位置づける。
- 基本計画では、基本構想で描いた将来像を具体化するための施策や重点事業を位置づける。
- 基本計画以下は、特に市長の政策が直接反映される部分と位置づけられるが、基本構想と基本計画の計画期間が連動していないことから、案1と比べて基本構想がより高次元の計画として位置づけられる。
- 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

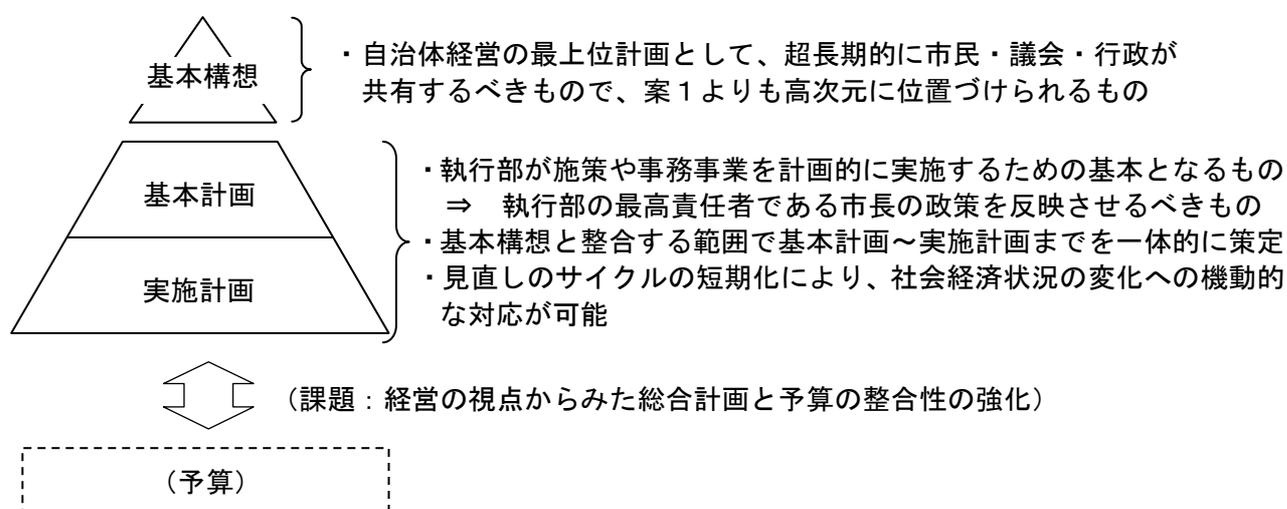


表 「構想超長期化による構想・計画非連動型」のメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想を超長期的な高次元な位置づけとすることで、市民・議会・行政共有のより安定的な自治体経営の根幹としての性格を持たせることができる（市長の交代などによる影響を緩和できる）。 ・基本計画以下の部分が中期計画として弾力的に環境変化に対応することにより、基本構想と基本計画の位置づけや役割分担が明確になる。これにより、基本計画を実践的な経営計画とすることが可能となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想と基本計画・実施計画との連動性が薄まる。 ・基本構想が超長期にわたることから、抽象的な内容となりやすい。 ・基本構想の計画期間が超長期にわたることから、期間が経過するほど、構想策定時に想定していなかった新たな行政課題に基本計画が対応する必要性が高まり、基本構想とは異なる政策を位置づけるなど基本構想が形骸化しやすくなる。 ・基本構想の計画期間が超長期にわたることから、期間が経過するほど、基本構想で位置づけた将来都市像とは別に、基本計画独自の将来都市像を位置づける場合が多くなる（特に首長交代後に）。

② 上位の普遍的公理十二層構造の総合計画（基本計画・実施計画）

【案3 公理独立型】

- 従来の基本構想のうち“公理”に該当するものを総合計画から独立させ、市民・議会・行政が共有する普遍的な本市自治のあるべき姿（理想とする都市像、理想の都市像実現に向けた基本的方針など）として位置づける。本市の自治の憲法とも言える別途策定中の「自治基本条例」に含めることで、その位置づけや役割を明確にし、政治による影響を排除し不可侵性を高めることが可能。ただし、社会経済環境の変化を踏まえて、公理の見直しを行うことを可能とするため、改定に関する規定は必要である。
- 基本計画以下は、市長の政策が直接反映される部分であり、基本計画の前段には、市長の価値観を反映した中長期的なビジョンをおくものとする。また、基本計画の中には、公理に該当する部分や市長の価値観から導かれる、中期的な施策や重点事業を位置づける。
- 短期計画である実施計画では、政策的に推進する事務事業や財政への影響が大きい予算が多額な事務事業について、スケジュールや金額等を明らかにする。

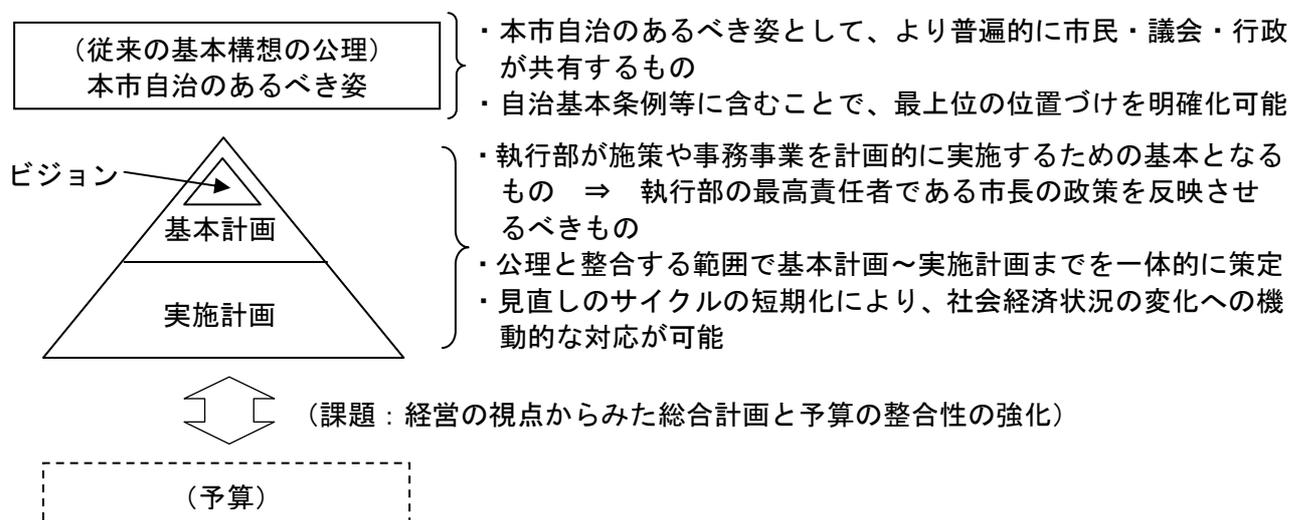


表 「公理独立型」のメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公理の部分を総合計画とは別に、自治基本条例など高次元の計画に位置づけることで、不可侵性を一層高め、市民・議会・行政共有の一層安定的な自治体経営の根幹としての性格を持たせることができる（市長の交代などによる影響を排除できる）。 ・自治基本条例に公理を位置づけた場合、自治の仕組みの検討とあわせて、市の将来像を一体的に描くことができる。 ・基本計画以下の部分が中期計画として弾力的に環境変化に対応することにより、基本計画の位置づけや役割が一層明確になる。これにより、基本計画を実践的な経営計画とすることが可能となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の基本構想から独立させた公理と、基本計画・実施計画との連動性が薄まる。 ・公理を自治基本条例の条文等に規定する場合には、抽象的な内容になりやすいため、別途、市民向けに視覚的に分かりやすい公理に関する説明資料が必要となる（小牧市環境マネジメントシステムにおける「環境方針」に該当するようなもの）。

③ 現行の基本構想・基本計画に含まれる構成要素と各案の構成要素との関係

- 案2では、基本構想の計画期間を超長期とすることで、案1よりも高次元に位置づけられる。
- 案3では、従来の基本構想では不明確であった「公理」を本市自治のあるべき姿として、総合計画とは独立して位置づける。

図 現行の基本構想・基本計画の構成要素と各案の構成要素との関係

